

1. 目 次

- 【1】「使ってみたい鳥取県版特許集 2024」ができました。(鳥取県産業振興機構)
- 【2】【IP ePlat】令和6年3月コンテンツリリースのお知らせ (INPIT)
- 【3】令和6年度のメルマガ発行日・コラム変更についてのお知らせ
(中国地域知的財産戦略本部)

イベント情報

- 【4】発明の日記念講演会「村田製作所の知的財産活動」のご案内
(広島県発明協会)

- 【5】【知財コラム】 パテントGO！
「前記ですか！前記があればなんでもできる！」
日本弁理士会中国会 弁理士 E. K

2. 内 容

- 【1】「使ってみたい鳥取県版特許集 2024」ができました。(鳥取県産業振興機構)

「使ってみたい鳥取県版特許集 2024」ができました。特許集冊子をご希望の方は、下記までご連絡ください。

○公益財団法人 鳥取県産業振興機構 経営支援部
知的所有権センター 特許流通担当
TEL:0857-52-6722

▽詳細は以下のウェブサイトを参照ください。▽

<https://www.toriton.or.jp/tokkyo-shu/2024/02/29/post-69/>

- 【2】【IP ePlat】令和6年3月コンテンツリリースのお知らせ (INPIT)

誰でも無料で学べる、INPITの知的財産eラーニングサイト「IP ePlat」にて、新たに動画教材をリリースいたしました。是非ご活用ください！

3月の新コンテンツ

- ・クイズ賞金ゲット！-あなたの知財は大丈夫！？-
- ・知的財産セミナー「特許制度・特許調査」-特許情報分析の手法-
- ・知的財産セミナー「特許制度・特許調査」-近時のトピックス(IPランドスケープ等)-
- ・会社のヒミツを守る7つのステップ！-INPITの営業秘密管理支援-
- ・ぶらり地団紀行 -地域団体商標活用事例-

・国プロにおける知財マネジメントのポイント

▽詳細は以下のウェブサイト参照ください。▽

https://www.inpit.go.jp/jinzai/topic/info_20240306.html

【3】令和6年度のメルマガ発行日・コラム変更についてのお知らせ
(中国地域知的財産戦略本部)

4月から本メールマガジンの配信を、現在の第1・第3水曜日から、第2・4水曜日に変更いたします。

また、メルマガコラムの掲載は月1掲載(第2水曜日のみ)となります。

今後ともよろしくお願いいたします。

▽詳細は以下のウェブサイト参照ください。▽

<https://www.chugoku.meti.go.jp/chizai/index.html>

■ …… イベント情報 …… ■
イベント情報については、以下の中国地域知的財産戦略本部HPのイベントカレンダーを随時更新しておりますので、こちらもご活用ください。

▽中国地域知的財産戦略本部HP イベントカレンダー▽

<https://www.chugoku.meti.go.jp/chizai/event/index.html>

【4】発明の日記念講演会「村田製作所の知的財産活動」のご案内
(広島県発明協会)

世界トップクラスの電子部品メーカー「株式会社村田製作所」。

本講演会では、同社知財活動を指揮されてきた谷野様をお招きし、先進的な村田製作所の知財戦略についてお話いただきます。

この機会に多くの皆さまにご聴講いただきますようご案内申し上げます。

【開催日時】4/18(水) 14:00～15:30 【申込締切】4/11(木)

【参加方法】「会場」または「Web」よりお選びください。

会場：広島発明協会4階研修室

Web：Zoomウェビナーによりライブ配信

【会場定員】30名(定員になり次第締め切ります。)

【参加費】発明協会会員 無料 / 一般 5,000円(税込み)

▽詳細は以下のウェブサイト参照ください。▽

[https://www.hiroshima-](https://www.hiroshima-hatsumeijp/seminar/)

[hatsumeijp/seminar/%e7%99%ba%e6%98%8e%e3%81%ae%e6%97%a5%e8%ac%9b%e6%bc%94%e4%bc%9a%e3%80%8e%e6%9d%91%e7%94%b0%e8%a3%bd%e4%bd%9c%e6%89%80%e3%81%ae%e7%9f%a5%e7%9a%84%e8%b2%a1%e7%94%a3%e6%b4%bb%e5%8b%95%e3%80%8f%ef%bc%884/](https://www.hiroshima-hatsumeijp/seminar/%e7%99%ba%e6%98%8e%e3%81%ae%e6%97%a5%e8%ac%9b%e6%bc%94%e4%bc%9a%e3%80%8e%e6%9d%91%e7%94%b0%e8%a3%bd%e4%bd%9c%e6%89%80%e3%81%ae%e7%9f%a5%e7%9a%84%e8%b2%a1%e7%94%a3%e6%b4%bb%e5%8b%95%e3%80%8f%ef%bc%884/)

企業や個人の皆様が「知的財産」に対する興味・関心を持つとともに、知識を深めるきっかけにさせていただくことを目的に、「知的財産」に関するコラムの連載をしています。最前線でご活躍される弁理士の方々によるホットな情報をお届けしていますので、お楽しみください。

* . * . * . * . * . * . * . * . * . * . * . * . * . * . * . * . * . * . *

プロレスラーのアントニオ猪木氏が亡くなってもう1年半が経とうとしています。ところで、特許請求の範囲の中で最も使われる単語はなんでしょうか？それは「前記」です。

さて、多用される「前記」ですが、特許公開公報を読むとたまに「前記前記」という言葉を目にします。例えば、特許請求の範囲の中で、対戦相手、対戦相手の延髄、対戦相手の延髄へのキック、が順に出てくる場合、「対戦相手」、「前記対戦相手の延髄」、「前記前記対戦相手の延髄へのキック」と記載することがあります（他の書き方もできますが）。

「前記」… 1 1 0 0 万件以上

「前記前記」… 4 万件以上

「前記前記前記」… 15件

「前記前記前記前記」… 0 件

[illegible]

本メールサービスの内容等に対するお問合せ、ご意見、ご要望、また本メール

サービスの配信の希望、中止及び配信先の変更等はこちらへお願いします。

中国地域知的財産戦略本部事務局

經濟産業省 中国經濟産業局 地域經濟部 産業技術連携課 知的財産室

住所：〒730-8531 広島市中区上八丁堀6番30号

TEL : (0 8 2) 2 2 4 - 5 6 8 0

E-mail: bz1-cgk-tokkyo アットマーク meti.go.jp

(お願い) 上記「アットマーク」を「@」に変更してください。

U R L : https://www.chugoku.meti.go.jp/chizai/mail_mz/index.html

[illegible]